

鈴環第1737号
令和2年2月25日

三重県知事 鈴木 英敬 様

鈴鹿市長 末松 則子



都市計画道路 鈴鹿亀山道路に係る環境影響評価準備書に対する
環境の保全の見地からの意見について（回答）

令和元年12月23日付で照会がありました、環境影響評価準備書について、
環境影響評価法第20条第2項に基づく意見は、別紙のとおりです。

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市 環境政策課 環境保全グループ
TEL : 059-382-7954 (課直通)
059-382-1100 (代表)
FAX : 059-382-2214
E-mail : kankyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

都市計画道路鈴鹿亀山道路に係る環境影響評価準備書に対する意見

1 全般

- (1) 事業実施に際しては、環境に対する配慮事項や環境保全措置を確實に実施し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響への低減に努めること。
また、新たな影響の事実が判明した場合においては、必要に応じて適切な措置を講じること
- (2) 施工方法、工事期間等詳細な計画は事業実施段階における地質調査等を基に決定し、事業実施に長期間を要する予定であることから、予測、評価及び環境保全措置に変更が生じる場合には、必要に応じて事業実施段階における環境影響の状況を把握すること。
- (3) (仮称) 北勢バイパス IC の予定地点に当たる竹野町・野辺町地域においては、本事業のほか、都市計画道路 北勢バイパスが計画されており、隣接または一体的に整備が行われる区間もあることから、工事計画の策定、施工及び事後調査等に際し、当該地区周辺の環境保全に十分配慮すること。

2 大気環境（大気質、騒音、振動、低周波）

- (1) 学校、病院、住居等の近傍における工事の実施にあたっては、建設機械の稼働時間、工事用車両の運行などが集中しないような作業等の平準化を図るなどをして騒音の低減に努めること。
- (2) 工事用車両等は、最新排出ガス基準に適合したもので、低騒音、低振動の車両等を優先的に使用し、周辺環境への影響を最小限にするように努めること。また、建設機械においても排出ガス対策型の機種の使用に努めること。
- (3) 自動車の走行に係る低周波における影響は少なからず生ずることが予測されるため、できる限り低減または回避に努めること。
- (4) 住宅地の集合している地域について、全線に防音壁を設置する旨の検討をすること。
- (5) 鈴鹿川河川緑地上空を橋梁で通過する計画であることから、利用者に対する大気環境（大気質・騒音・振動）の影響が懸念されるため、予測及び評価について評価書への追加を検討すること。

3 水環境（水質、地下水）

- (1) 河川、ため池等の水域における工事の実施に当たっては、濁水の流出を防止するため、適切な措置を講じること。
- (2) 地下水の利用及び水道水源の場所の記載について誤りや欠落があるため、再度調査を行い、鈴鹿川の地下水脈に対する影響評価を追加した評価書を作成すること。また、鈴鹿市水道水源流域保全条例が定める区域内について、地下埋設構造物に関し制限がかかる場合があるため、計画段階で事前協議を行うこと。詳細については別紙意見を参考にすること。

4 地形及び地質

重要な地形への影響をできる限り低減及び回避に努めること。

5 動物、植物、生態系

- (1) 環境保全措置の効果に不確実性が伴うことから、そのための事後調査の実施に当たっては、専門家の指導・助言を得て実施すること。
- (2) 事前に予測し得ない著しい環境上の影響が生じる場合には、関係機関と協議及び専門家からの指導を得ながら適切な措置を講じること。

6 景観

鈴鹿市景観計画に整合した設計とするため、環境影響評価書の調査、予測及び評価の手法で検討した結果を踏まえ、本市都市計画課と事前に協議を行うこと。

7 歴史的文化的な遺産

伊勢国府跡については路線を離れる計画であるが、台地縁辺部に瓦窯跡等の関連遺跡が存在することが予想されるため、万が一工事中に発見した場合、工事の進捗に影響が出ることも視野に入れること。

また、未指定ではあるが、台地縁辺部の古墳群への影響を最小限にするように、引き続き検討・協議を願う。

8 温室効果ガス等

事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に十分配慮すること。

9 事後調査

予測の不確実性が少ない項目であっても、予測、評価及び環境保全措置に変更が生じた場合には、事後調査の実施を検討すること。

10 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望などに適切に対応すること。
- (2) その他、事業に対する別紙意見について、適切に対応すること。

【別紙意見】

番号	意 見	対象項目
①	工事の実施及び共用時について「工事用車両の運行に係る大気質・騒音・振動の予測地点」⑧鈴鹿市甲斐町の付近には、学校給食センター（鈴鹿市岡田町 724 番地）及び牧田小学校（鈴鹿市岡田一丁目 29 番 1 号）があり、周辺の大気質・騒音・振動等の影響発生が懸念されるため、特に配慮した計画とすること。	大気環境
②	準備書（要約書）P4-5 調査結果の概要（社会的状況）に「対象区域では、地下水を利用した上水道はありません。」と有りますが、鈴鹿市の上水道は鈴鹿川の地下水を利用しており、配水量に占める割合は約 85% になります。	水環境
③	準備書 P4-114 図 4.2-5 水道水源位置図に鈴鹿市上下水道局の水源である庄野 1 号水源、庄野 2 号水源、庄野 3 号水源、庄野 4 号水源、平田 3 号水源の記載が無いため追加すること。	水環境
④	準備書（要約書）P9-2 都市計画決定権者の見解に「地下水への影響は極めて小さい」、準備書（要約書）P12-23 水質の環境保全措置に「工事の実施に係る水質に対する環境保全措置の検討は行わないこととした。」と有りますが、ルート 1 において、鈴鹿市上水道事業の水道水源である鈴鹿川左岸の汲川原水源から右岸の庄野水源及び平田水源の近辺若しくは鈴鹿川内に、橋脚等の杭、基礎等の地中にに関する工事を行えば、工事中及び供用後において、水道水源への影響が極めて大きいと予測しています。しかしながら、鈴鹿川の水道水源の位置及び水道水源を形成している地下水脈の流路・深さ・水位・地層・地質・水質等の調査が行われていないため、速やかに聞き取り等の調査を実施し、鈴鹿川の地下水脈に対する環境影響を評価し直すこと。	水環境

⑤	鈴鹿市水道水源流域保全条例が定める区域内について、地下埋設構造物に関し制限がかかる場合があるため、計画段階で事前協議を行うこと。	水環境
⑥	<p>鈴鹿亀山道路の工事が、児童生徒の通学路付近にかかることが考えられるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の登下校の時間を考慮した工事車両の通行 ・児童生徒の安全確保のための警備員の配置 ・工事により通学路が一部遮断されるような場合、う回路の確保等児童の安全を最優先にした対策をお願いします。 <p>また、工事区間、工事期間、安全対策等について、該当する小中学校に事前説明を行うこと。</p>	その他